

事務連絡
平成19年4月5日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

標記については、別紙のとおり、平成19年3月30日付け保医発第0330001号により各都道府県民生主管部（局）及び老人医療主管部（局）等に通知しているところであるが、貴部（局）においても、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。



照会先
厚生労働省老健局老人保健課
企画法令係 米丸
TEL 03-5253-1111 (3949)